

若越郷土研究

13の2

橋本左内の農民観に

ついて

——農民層分解の視角より——

三 上 一 夫

幕末における越前藩の藩政改革に対して、藩主松平慶永の謀臣橋本左内による富国強兵の開明的な論策が少なからざる影響を及ぼしていることは周知の通りだが、かかる藩政改革に当り先ず最も重要な課題となつたのは、他の諸藩の場合と同様に深刻な赤字財政の建て直しであり、さらに幕藩体制の領主的危機にも緊密につながる自営農民^①本百姓の広汎な貧窮化や没落についても決して放置できぬ重要課題として、真剣

三上 橋本左内の農民観について

な対決をせまられたのは云うまでもない。しかも小農民層の貧窮化をもたらす主要な問題点としては、まず第一に農民階層の分解と、^②「生産者（注、農民）を寄生虫的に搾取する高利貸資本や商業資本」（マルクス『資本論』）（引用文内の傍点は筆者による。以下同じ）^④の存在が指摘されるが、これらはまた一方において百姓一揆の主要な原因を形成することも見遁せない。そこで藩政後半にいたり著しい高揚をみせた百姓一揆に対して、左内は如何なる視点に立って観察したか、またとくに農民層分解の問題については、どのような思考態度をとり、しかも現実の農村における貧富の懸隔の実態を如何に判断し、どんな仕法によりその解決をはかろうとしたかを考察したい。

さらに拙稿では、とくに越前藩領における農民層分解の実相にもなるべくつぶさに注視しつつ、^⑤かつまた江戸時代における他藩の農政学者の意見や主張なども対比することにより、左内の農民観の特質や問題点——これは幕藩封建権力者の農民支配政策を考える場合、概して共通した基本線として把握すべきものと見做されるが——を明らかにし、併せてその歴史的評価をも若干試みることにする。

二

まず近世封建社会における封建領主と農民の基本的対立関係の激化の表現であり、しかも幕藩体制の構造的矛盾を端的に表明する百姓一揆につき、十九世紀前半に至り、とくに天保期における爆発的な一揆の発生には、左内にとり「実ニ国家之御大事」〔安政三・四年頃「為政大要」〕（『橋本景岳全集上巻』三四七頁）以下『全集』と略称す）として意識され、さらに「執政者時勢人情を料らず、叨ニ触犯致し候時ハ其国必ず乱ル。（中略）無ニ政事一・棄ニ仁賢一・無ニ礼儀一と申三弊を抱き居候時ハ、時勢人情逐々苟偏鄙駁ニ相成、（中略）百姓ハ我儘奢侈ニ長じて上を畏れざる様ニ相成、争訟紛鬪等盛ニ行れ候様ニ相成可申候。」（安政三年四月二十六日「中根雪江あて左内書翰」『全集』一〇九頁）とし、執政者の政治が天地自然の理法ともいうべき時勢・人情の流れにさからい、民意を無視するときはその国は必ず乱れ、また百姓一揆の高揚による政治的危機の到来は避けが

たいと判断したものと見える。

天保期の百姓一揆の全国的な情勢は、青木虹二氏の研究によれば、江戸時代を通じての総数二、八〇九件のうち天保期には三五九件で、全体の一二・四%を占め年平均二五・六件が記録され、天明期や慶応期とならぶ一揆高揚の最大のピークをなすことが確認されている。④ しかも先進、後進の地域を問わず全国各地に続発し、そのうち「打ちこわし」や「都市騒擾」という熾烈な闘争手段をとるのが全体の三割余にも及ぶことになるが、越前地方においても管見するところでは十三件を数え、江戸時代の全体の六一件の二一%を占め、最大の高まりをみせることになる。

かかる百姓一揆の高揚につき左内は、民意を無視した為政者の治政もさることながら、百姓の「我儘奢侈ニ長じて上を畏れざる様ニ相成」たることは断じて許すべからざるものときめつけているが、このような観察は余りにも皮相的でありかつ一面的だと云わざるを得ない。むしろ十九世紀初頭文化年間の作とされる『世事見聞録』が伝える「百姓の一揆徒党など発る場所は、極めて右体の福有人と困窮人と偏りたるな

り。百姓の騒動するは、領土地頭の責認る事のみにはあるべからず、必其土地に有餘のものあつて、大勢の小前を貧るゆへ、苦痛に迫りて一揆など企るなり」とする把握の仕方の方が、はるかに農村における農民層の実態―農民層分化による貧富の懸隔の激化が主因となる一揆続発の実相―を見究めたものと云うことができる。

もちろん左内においても、当時の小農民の貧窮化や脱農民化の目立つ農村事情に注目し、「所謂聖人の政、土地と人別とを量る法ありて、民の内に貧富懸隔ある事なし。有と云へども、只其身の勤儉と侈惰とによりて、或は富み或は貧たるのみにて、土地の多少幸不幸は無レ之儀に奉レ存候」(安政四年閏五月「農政に関する意見の写」『全集』三五二頁)といい、農民層分化を単に農民の勤儉と侈惰とによるものと考えたり、また離農して都市での日雇などになるものが増える情勢に対しては、「御城下にては租税を出す事なく、日雇をすれば暮し安し。佚を好む人情にて、農を止め、町方へ引越し、……」(前掲書『全集』三五二頁)と評し、脱農民化の実情をこれまた単純に佚を好む人情によるものと判断

するのである。⑤

一方富める百姓は、「持分の高少くして、其土地の取実は多く賦役は軽く、貧者は持高多く取実は少なく賦役は重し、富者は膏腴の地斗にて兼併して隠田同様の持高あり」というわけで、貢租負担の軽くても肥沃な土地に恵まれるのが富農になる第一要件だと指摘し、ここに農民層の間に必然的に貧富の懸隔を生じ、さらには農村衰微を決定的ならしめるものと説くのである。

しかも農民層分解に起因する農村の著しい変ぼうは、封建権力の視角からは極めて危惧すべき事態だと左内の眼に映ったに相違いない。

三

かかる左内の農民観をさらに検討するに当り、越前藩における農民層分解の実態について少々調べてみよう。

云うまでもなく越前地方は畿内・東海・瀬戸内沿岸等の先進的な農村地帯とは異り、むしろ関東・東山・東北の養蚕、製糸地帯の農村とよく類似するものとみられ、先進地帯に比べての生産力の相対的低位と商品生産の後進性の故に、商品生産者化し

た中農の上昇・富農化の方向が十分な展開を遂げず、広汎にわたる小農民の窮乏化、没落化が目立ち、しかもこれら貧窮化した農民のうちには商業・高利貸資本の支配下に入るものが少くなく、一部では商人・高利貸の機能を兼ねた少数の有力地主が、小農民層の窮乏の上に質地地主・小作関係の網をもひろげていくのである^⑩。

そのためとくに藩政後期では商品生産のかなりの発展にも拘らず、農民層分解がいわゆる貧窮分解に圧倒される傾向の著しいことが指摘される。

それとともに無高化した農民の一部は農業外への奉公、日雇化、それによる農村人口の減退や散田手余地の増加など甚しい農村衰微に対して、藩権力としては小農民の自立化による本百姓保持の農民対策に躍起とならざるを得なくなったことは、越前藩や大野藩などが幕末に出した手厳しい布令などから如実にうかがわれる^⑪。

もちろん同じ領内でも割と先進的な農村では、農民的商品生産の広汎な展開を基礎に農民層分解が、早期にしかも比較的順調に進行している。その代表的なものとして、

三上 橋本左内の農民観について

製紙業で著名な五箇地方があげられる。

そこでとくに岩本村、不老村、大滝村の農民層分解の事情については、製紙業と紙の仲買を中心とする商業の発展により、小農民は田地を手放して無高^①水呑となり、なかには大高持に隸従してその経営に従うものもあるが、多くはもはや土地には依存せずに製紙を中心とする商品生産に参加して生活の安定をはかった。

まず岩本村の場合、表(1)の通り組田が早くも寛永年間に八石余現われて、その後は急速に増加したが、かれらは僅かな田地を経営して貢租の過重負担に苦しむよりも、渡屋や問屋商人に備われたり家族の一部を他所に年季奉公に出したりして生計を営むようになる。

一方高持のうちでも有力なものは、従来主として譜代下人や小農民が副業的に提供する労働力によって営んでいた製紙業を、次第に年季奉公人や水呑らの定備^②によって経営するようになったのである。

このさい同村での農民の階層分解の事情は、表(1)が示すように高持では寛永から元禄年間にかけて七^〇八反の中農層が減少して、多数の三^〇四反以下の小農層と一町前

後の僅少な層とに分れるし、また元禄十五年(一七〇二)には高持五九軒に対して水呑が二〇軒もみられ、さらに享保十六年(一七三一)には高持四〇軒に対して水呑が三四軒に増加しており、早くも寛永から元禄年間にかけて本百姓^③高持・水呑^④無高の農民層分解が著しくなったことを示している。

また不老村でも寛永から宝永・寛保にかけて、高持は二一石以上の層と一〇石前後の層と四石以下の層とに明確に分化し、しかも高持の数は次第に減少する傾向をみせる。

一方大滝村では十七世紀後半の明暦から寛文年間にかけて、八^〇六反の中農層がぐんと減り逆に二反以下の零細農が増え、寛保二年(一七四二)になると高持全体の数が明暦三年(一六五七)に比べ約半減の六三軒となったのに対して、三〇軒の無高が現われ、本百姓・水呑の階層分解が確定するが、かかる水呑の大半は地元の製紙業に吸収されており、高持でも小農経営は副業として製紙業にもたずさわったのである。

つぎに高塚村(坂井郡)の場合、表(2)の通り享保五年(一七二〇)と約一世紀後

三上 橋本左内の農民編とてらり

五箇村の岩本・不老・大滝三ヶ村の動き 表(1)

村	岩本村				不老村				大滝村			
	慶長3 (1598)	寛永9 (1632)	元禄8 (1695)	寛延3 (1750)	寛永11 (1634)	宝永5 (1708)	寛保4 (1744)	慶長3 (1598)	明暦3 (1657)	寛文9 (1669)	寛保2 (1742)	
年 代	265,974	267,899	267,814	265,974	278,188	278,188	278,2322	245,965	〃	〃	〃	
村 高	石	石	石	石	石	石	石	石	〃	〃	〃	
反	11~15	1	3	1	21以上	0	0	1	1	0	(石) 2	
高	9~10	2	0	1	16~20	1	2	0	1	0	0	
	7~8	3	4	0	11~15	4	3	0	1	1	1	
	5~6	1	9	0	9~10	4	3	0	0	0	0	
	3~4	14	13	6	7~8	1	2	4	5	0	3	
	0~2	51	10	8	5~6	0	2	5	5	1	4	
持				34	3~4	2	5	7	22	6	29	
					0~2	7	22	57	76	98	24	
計	72	39	50	50	計	45	43	39	74	111	106	65
組 田	/	石 8,032	石 78,187	石 90,9987								
年 代			元禄15 (1702)	享保16 (1731)								
高	持		59軒	40軒								
借 地	} 水吞		20	34								
雑 地												
計			79軒	74軒								

(外に無高 30)

(注) 『岡本村史』(小葉田 淳 編著)所掲の表12〔岩本村の動きA〕
 (124頁)、表13〔 B 〕(124頁)、表14〔不老村の動き〕
 (125頁)、表15〔大滝村の動き〕(126頁)により作製した。

越前国坂井郡高塚村 表(2)

年代	享保5年 (1720)			文政2年 (1819)		
	高	軒数	%	高	軒数	%
高	101石以上	0	0	101石以上	1	4
	51~100石	3	10	51~100石	1	4
	21~50石	5	17	21~50石	4	17
	11~20石	7	24	11~20石	5	21
	6~10石	6	21	6~10石	9	38
持	3~5石	7	24	3~5石	1	4
	1~2石	1	4	1~2石	3	12
	計	29軒	100%	計	24軒	100%
雑家	/	11	/	/	10	/
総計	40軒	/	総計	34軒	/	

三上 橋本左内の農民観について

(注) 享保5年高塚村人馬御改帳(佐久高士編『越前国宗門人別御改帳』所収)及び文政2年切支丹宗門御改帳(同上)により作製した。

の文政二年(一八一九)とを比較すると、いづれも五〇〜六石の中小農層の比重が極めて厚く、享保五年で高持全体の六二%を占めるのが文政二年には七六%とかえって増えており、従って富農と貧農への分化度が増え、また雑家Ⅱ水呑の軒数にもほとんど増減がみられない。

これは同村が金津の近辺にあって、高十石以下の稲作だけでは再生産活動が困難とみられる小農民でも、生計補充のための副業として養蚕や僅かながらも畑作での商品作物により、どうか自作農としての経営が維持できたものと考えられる。

つまり享和五年(一七二〇)には総軒数四〇戸のうち二九戸(男五四人、女六二人)が高持であるが、その一戸当り平均石高は十九石、平均耕作面積は七反七畝(うち畑作が二反)であり、そのほとんどの二八戸が桑畑(一戸当り平均面積は約七畝)を保有し、その他面積は僅かだが木実畑保有が十三戸(全高持の四五%)、漆畑が四戸となっている。

一方安沢村(坂井郡)^⑧では、表③の「その1」の如く享保十四年(一七二九)では雑家Ⅱ無高の戸数(八)が高持(四〇)の

二〇%であったのが、安永二年(一七七二)には五八%に増え、さらに半世紀後の文政七年(一八二四)になると、遂に高持(三七)より二戸ほど上回り、明治二年(一八六九)では約一・四倍にも増えることになる。

そこで高持の内容をみると、表③の「その2」が示す通り、明治二年では全戸数の四〇%と安永二年における六三%に比べかなり下回っているに拘らず、高二一石以上の戸数がかなり増え、一〇石〜三石どころの層が目立って減少していることは、無高層が約二倍という大巾増加と相まって、貧富の懸隔が一段と激しくなり貧窮分解の顕著な様相を示すものとして注目に値する。

さらにかかる農民層分解の過程が幕末において明瞭に現われた事例として、柵村(坂井郡)「高二五八石二斗三升七合」があげられる。そこでは表④の「その1」が示すように、嘉永四年(一八五一)に高持と雑家が各十戸で同数であったのが、慶応四年(一八六八)には高持(八戸)の丁度二倍の十六戸を数えるに到る。

しかも表④の「その2」の如く、高持の

坂井郡安沢村 表(3)

〔その1〕

No.	年代	高	家数			人数			関係史料
			高持	雑家	計	男	女	計	
1	享保14年 (1729)	石斗升 539.6.9.	40	8	48	115	122	237	酉8月、高附人家諸色御改帳
2	元文2年 (1737)	〃	43	12	55	114	113	227	己正月、人別家数御改帳
3	安永2年 (1772)	〃	43	25	68	129	124	253	己年、宗門人別御改帳
4	文政7年 (1824)	〃	37	39	76	160	192	352	宗門人別御改帳下
5	明治2年 (1869)	石斗升 568.5.7.	34	49	83	170	186	356	己3月、切支丹宗門御改帳

三上
橋本左内の農民観について

〔その2〕

年代	安永2年(1773)			明治2年(1869)		
	高	軒数	%	高	軒数	%
高	51石以上	2軒	3%	51石以上	1軒	1%
	21~50	1	2	21~50	4	5
	11~20	7	10	11~20	7	8
	6~10	13	19	6~10	7	8
	3~5	13	19	3~5	8	10
持	1~2	7	10	1~2	7	8
	計	43	63	計	34	40
水呑	/	25	37	/	49	60
総計		68軒	100%	総計	83軒	100%

(注) 安沢村宗門人別御改帳(安永2年)〔矢尾 要 所蔵〕、同村切支丹宗門御改帳(明治2年)〔 〃 〕により作製した。

四戸(a~d)の高については、慶応年間に入ると嘉永五年に比べそれぞれ大中が増えるなど——高持(e~g)の三戸はほぼ現状維持で進むが——一部中農層の上昇と相まって農民層分化の過程が如実にうかがわれる。

さらに黒目村(坂井郡)¹⁴⁾の場合は、文政四年(一八二一)より明治二年(一八六九)に至るまで毎年『人家増減御改帳』が完全に残存しているため、百姓Ⅱ高持・雑家の水呑の戸数および奉公人の出入についての動態が年毎に経過的に把握できて興味深いものがある。¹⁵⁾表(5)はそれらのうちから抽出したものであるが、文政四年より天保十四年までは百姓Ⅱ高持の戸数が雑家より上回っていたのが、翌天保十五年で両者同数となり、さらに翌弘化二年(一八四五)になると逆に雑家の方が高持より上回り、その後はずっとこの動向を持続することになる。しかも奉公人についても、他村より入ってくるものよりも村外に出ていくものの数が、幕末になればなるほど増加するという傾向をみせ、これまた貧窮分解の鮮明な実相を示すわけである。

なお参考までに天保二年(一八三一)よ

坂井郡 桐村 表(4)

〔その1〕

年 代	家 数			人数	関 係 史 料
	高持	雑家	計		
嘉永4年(1851)	10	10	20	96	(A) 同村大宗旨御改帳
嘉永5年(1852)	7	13	20	97	(B) 同村戸籍御改帳下書
慶応元年(1865)	7	11	18	110	(C) 同村指出し帳
慶応4年(1868)	8	16	24	114	(D) 同 上

〔その2〕

		人 名	嘉永5年	慶応元年	慶応4年
高 持	a	又 市	35石	50石	50石
	b	弥 兵 衛	30	50	50
	c	善 兵 衛	30	40	40
	d	甚 右 エ 門	20	40	40
	e	弥 三 兵 衛	16	16	13
	f	弥 六 太 夫	15	15	15
	g	弥 次 右 エ 門	15	15	15
	h	弥 十 郎	/	/	12.237
		計	7軒	7軒 (48人)	8軒 (39人)
雑家	(略)		13軒	11軒 (62人)	16軒 (75人)
総 計			20軒	18軒 (110人)	24軒 (114人)

- (注) 1. 〔その2〕は史料(B)(C)(D)により作製した。
 2. 〔その1〕の(A)大宗旨御改帳(嘉永4年)では高持の石高が記載されていないので〔その2〕ではその分を省いた。
 3. 史料(A)(B)(C)(D)はいずれも〔志田 弥 所蔵〕

り明治二年までの間で、逃亡や行方不明などのため人別帳より除外された欠落者、帳外者乃至絶家の実情——もちろん死亡、他村への縁付や奉公人となって村外へ出たものなどはのぞくが——をみると、天保五年(一八三四)で欠落者一人、天保八年(一八三七)欠落者三人(男二人、女一人)、天保九年(一八三八)欠落者四人(男三人、女一人)、絶家七軒(雑家ばかり)、天保十一年(一八四〇)絶家一軒(雑家)、弘化三年(一八四六)欠落者一人(男)、安政二年(一八五五)絶家一軒、安政七年(一八六〇)欠落者一人(男)、帳外者一人(男)、絶家一軒、万延二年(一八六一)欠落者一人(男)、帳外者二人(男)、絶家一軒、明治二年(一八六九)欠落者男一人(水呑)、帳外者男一人(水呑)、絶家一軒(水呑)で、これらを合計すると欠落者が十二人、帳外者四人、絶家十二軒となっており、封建権力側からみても甚だ芳しからざる脱落農民の現象をとまなう農村衰微の窮状が察知されるであろう。

ところで越前地方では一般に幕末に至っても本格的な寄生地主制の展開にみられず、割と石高の大きな本百姓は年季奉公人

三上 橋本左内の農民観について

坂井郡黒目村 表(5)

年代	高	家数				人数				他所より奉公に入者			他所へ奉公に出者		
		寺	百姓	雑家	計	僧	男	女	計	男	女	計	男	女	計
文政4年(1821)	石406.11	3	39	22	64	7	142	138	287	5	9	14	1	10	11
文政10年(1827)	◇	3	37	25	65	7	152	139	298	2	5	7	0	4	4
天保5年(1834)	◇	3	35	28	66	6	145	149	300	4	6	10	1	9	10
天保15年(1844)	◇	3	26	26	55	5	112	137	254	3	2	5	1	3	4
弘化2年(1845)	◇	3	26	28	57	4	115	134	253	2	1	3	1	2	3
嘉永2年(1849)	◇	3	25	30	58	5	120	125	250	2	3	5	1	6	7
安政4年(1857)	◇	3	24	29	56	4	114	143	261	1	2	3	3	1	4
文久3年(1863)	◇	3	25	29	57	4	109	132	245	1	1	2	1	7	8
慶応3年(1867)	◇	3	26	28	57	4	116	128	248	1	3	4	1	9	10

三上 橋本左内の農民観について

〔注〕 人家増減御改帳〔黒目村筆筒所蔵〕により作製した。

の下男や下女を使って地主・手作を営むものが極めて多いが、これら奉公人は水呑や小高持の貧農から放出されるわけで、一例を前述の高塚村において最も高持の八左エ門家についてみると、表(6)の通りである。

つまり寛政十年(一七九八)〔同年の高は一五二石余〕には、下男五人下女二人計七人の奉公人(うち同村出身は下男二人下女二人計四人)を抱えているが、これらは水呑または高五石以下の貧農の出身で、また文化九年(一八一二)〔同年の高は一六九石余〕には下男五人下女四人計九人(うち同村出身は下男五人下女二人計七人)を数えずべて水呑の出身であり、さらに文政二年(一八一九)〔同年の高は一八二石余〕では下男三人下女三人計六人(うち同村出身は下男三人下女二人計五人)で、むしろ例外的な高十石をのぞいては水呑などの貧農から放出されている。

この事例でも明らかな如く、概して高五石程度から以下の貧農や無高の水呑として、家族の一部を奉公人として出した外⑩、小作人や日雇となり、さらには農業以外の労働にも従事せねばならず、これら貧

農こそ農民層分解の進展によりますます窮乏化することになるわけである。

四

以上の通り越前藩における農民層分解の実相を具体的に指摘したが、まず五箇村のような製紙業の展開による先進的な商品生産地区では、農民層分解が順調に進むのに対して、高塚村のように中小農民による生計補充のための余業(養蚕、畑作の商品作物栽培など)可能地区では、中農層の比重が割と厚くその階層分化が容易に進ちよくしないことが判る。

ところが柗村や安沢村、黒目村などのように商業的農業が未発達で余業にたよる術もない地区では、広汎にわたる小農民の窮乏化、没落化が顕著にみられ、貧窮分解の様相をみせることになる。

したがってかかる農民層分解の様態を強いて類型別に分けて考えると、商品生産に恵まれた「五箇型」、中農層の比重が厚く分解不徹底の「高塚型」、それに漸進的な貧窮分解に追いやられる「柗・黒目型」のような三つ位の類型に大別されるわけで、越前藩領の農村については概ねこれらのいずれかに属するものとみて差支えなからう。

坂井郡高塚村、八左エ門抱置の一季奉公人調 表 (6)

三上
橋本左内の農民観について

年代	寛政10年(1798)	文化9年(1812)	文政2年(1819)
年令	八左エ門(年46)	〃(年61)	〃(年68)
高	石斗升 151. 6. 3	石斗升 169. 8. 1	石斗升 182. 2. 1
構成	男10人、女5人 計15人のうち下男5人、下女2人 計7人は奉公人	男8人、女7人 計15人のうち下男5人、下女4人 計9人は奉公人	男6人、女5人 計11人のうち下男3人、下女3人 計6人は奉公人
奉公人の出身別	上記奉公人のうち下男2人、下女2人 計4人は当村出身	上記奉公人のうち下男5人、下女2人 計7人は当村出身	上記奉公人のうち下男3人、下女2人 計5人は当村出身
奉公人の内訳 (当村出身のみ)	下男B(高5石の粹)	下男Y(水呑の粹)	下男Y(水呑の父)
	下男R(高1石の粹)	下男G(水呑の粹)	下男K(水呑の粹)
	下女K(水呑の娘)	下男J(水呑の粹)	下男N(高2石の粹)
	下女L(高2石の娘)	下男Y(水呑の粹)	下女T(高10石の妹)
		下男N(水呑の粹)	下女K(水呑の姉)
		下女K(水呑の姉)	
	下女T(水呑の娘)		

- 〔注〕1. 宗門人別御改帳(寛政10年)〔佐藤八左エ門所蔵〕、宗門人別御改帳(文化9年)〔 〃 〕切支丹宗門御改帳(文政2年)〔 〃 〕により作製した。
2. 「奉公人の内訳」欄の高については石以下を切捨てた。なお他領から入った下男、下女については石高や水呑の記載がないため省略した。

しかも全国的な視角から越前地方を概観した場合は、前述のように畿内、東海、瀬戸内沿岸等の先進的な農村地帯とは異り、むしろ生産力の相対的低位と概して商品生産の未成熟の故に、農民層分解も貧窮分解の傾向が総じて強いことを認めざるを得ないのである。

ところがかかる農民層分解もたらした貧富の懸隔の実相に対して、左内が「只其身の勤儉と侈惰とによりて、或は富み或は貧なるのみにて」(前掲書『全集』三五二頁)と判断するが如きは、同藩における農村の現実の実情に即し、かつ農民層分解の歴史的な認識をふまえての把握の仕方とは見做すことができず、あくまでも封建権力側の立場から、窮乏化の責任をひとり自営小農民に帰せしめようとするいわば一面的でしかも独善的な思考態度と云わざるを得ない。

もちろん左内としても、貧窮分解による自営小農民の破綻、没落は、動揺をかこつ藩政建て直しのためにも決して放置できぬ問題として、何らかの抜本的な対応策を施さねばならぬと苦慮したことは改めて注目する必要がある。

三上 橋本左内の農民観について

左内は農村における本百姓経営の解体、自營小農民の無高化、水呑化に対処して、「均田」の仕法を採用すべきだと主張するのである。

即ち井田の正法は容易な事ではないから、「不陸不同の地を均ふる」ために、「一ヶ年に一郡下にて十ヶ村二十ヶ村つゝにても畦直し為り願、不陸の田畑を平均し、水帳を嚴重にし、一村限り田畑の売買を免るし、郡所の裏印を申付度事」とし、もつとも村落により長短反別直段の高下、委曲の事情があるため、三年で成ることあり、または五年十年で成ることもあるから、「人別の多寡を論せず、田畑の不陸を等しふる事を専一」（安政四年閏五月「農政に關する意見の写」『全集』三五二頁）として、次に儉勤勸農に努むべきだと論じている。

これは明らかに封建権力の経済的基盤となるべき自營農民、本百姓の確保を第一の眼目とする以上、如何にも当時の貢租収奪体制の動搖ともなう封建的危機に対処する打開策の一つと見做されよう。

ところがかかる趣旨と同じくするものは、佐賀藩の均田制度——嘉永五年（一八

五二）及び文久元年（一八六一）に藩が地主の土地を一旦没収し、一定歩合で旧地主、小作人に分給せんとしたものだが——にもみられるが、結局藩権力と結ぶ大地主、大商人層の反対にあい極めて不徹底なものに終っている。

また宇和島藩のくじ持制度においても藩権力により大地主の土地を平均化せんとするものであったが、遂に寛文年間を境として急速に退化を余儀なくされたのである。¹⁹⁾

さらに幕末の長州藩において村田清風の作とみられる『某氏意見書』のなかで、文政の頃の農村が富農と称せられるものは大体千戸に百戸ばかりで、中農層二・三百戸、他の圧倒的多数は極貧農という危惧すべき農村の実情を指摘し、このさい富民の土地を取り上げて全農民に平均に配分することが肝心だと主張しており、清風は天保期の藩政改革に於て、かかる農村対策の具体化を進めたが、農村に食い込んでいる商業資本の力は余りに大きく、また豪農層の勢力は単なる強力を以ては抑え切れず、諸宰相から猛烈な反対を受けてしりぞけられたのである。²⁰⁾

もちろん左内の「均田法」は施策としては具体化されなかったが、他藩における類例の事例から判断すれば、到底実現不可能な議論であり、事実農民層分解の大いに進んだ幕末において、幕藩体制成立当初の本百姓を支柱とする農村秩序に復帰させようとすること自体が、現実の実態を把握せぬ甚しく合理性を欠いた思考態度であり、社会経済の発展に対応する歴史法則を無視した論策と云わねばならない。

しかしながら藩政後期から末期にかけて領内の農民的商品生産地区において、とくに成長してきた蚊帳地・麻・生糸・絹織物などの生産につき、一部問屋制家内工業ないしマニファクチュアへのたくましい発展までみられる社会経済上の構造的変化に対して、左内は決してこれを看過していたわけではなく、有望な手工業生産はできるだけ旺盛ならしめ、領外輸出や外国貿易により正金を獲得せんとするいわゆる重商主義政策にも真剣に取組もうとしたのである。

左内は、とくに衣料・漆器・紙などは藩権力による国産奨励の対象でもあり、「此後は右等の類製造員数、年々増加仕候御儀と奉り存候」（安政四年五月頃「制産に關

する建議手書」『全集』三五〇頁）とする
 明るい見通しの下に、「製産物御端立の内
 、他物は如何とも、先漆器と紙は大の見込
 有レ之候……」（安政六年二月二十日「
 村田氏寿あて左内書翰」『全集』下巻一
 五七頁）故、なるべく商業資本の介入を排
 除するためにも「何物公平の法にて窮民の
 たすかり候様手段相立、官へ全権御握被レ
 成候事専一かと奉レ存候」（前掲『全集』
 下巻一一五七頁）と訴えている。

これは明らかにいわゆる商権回収論——
 左内に少なからざる影響感化を与えた横井
 小楠も『国是三論』のうちの「富国論」の
 なかで、生産資金通論とならぶ融重要論策
 としているが——に基づく藩専売制の仕法
 八天保期までの農民的商品生産の全面的収
 奪をめざす専売制に比べると相当改良主義
 的な手直しが施されることに注目せねばな
 らぬが、と見做すことができ、要は越前藩
 の安政期における藩政改革の一環としての
 国産奨励に対する左内の率直な論策と考え
 られるだけに甚だ興味深いものがある。

五

農民階層の分化による自営小農民の貧窮

三上 橋本左内の農民観について

化、無高水呑化、さらには脱農民化の主
 な原因につき、左内は農民の勤儉と修惰と
 により貧富の懸隔が生ずるものとし、その
 責任の所在はあくまで農民自体に求むべき
 だとする見解を披瀝したものと云えるが、
 社会経済面の歴史的展開からすれば、貢租
 負担の苛重と商品・貨幣経済の農村侵蝕が
 最も大きな原因ともなるわけで、一方にお
 ける土地兼併、富農や大地主の発展、他方
 における土地喪失、自営小農民の貧窮・零
 細化、無高水呑化、奉公人化の進展がも
 たらされることになり、小農民の貧窮化に
 ついては、如何にかからの勤儉に期待して
 も到底如何ともし難いのが実情だと云えよ
 う。

その点農村における貧富の懸隔につき、
 『勸農策』の如きは、「在方一統困窮仕候
 内に、間には豪富の者も相見へ候。是は如
 何にして富有に相成候ぞと申に、耕作計に
 て身上仕出し候にては無御座」と、と
 くに貨幣経済の農村侵蝕にもなう土地金
 融に結びつく土地兼併を指摘している。

また十九世紀初頭の著作とされる『世事
 見聞録』では、「小前百姓は其身上元来手
 薄にて少の猶予も知らず、放埒弁へず産の

儘なる木訥にして全く民の本業にのみこり
 かたまり、粉骨碎身にして」、しかも没落
 せざるを得ないことを述べ、これがとくに
 凶作に見舞われた場合には一段と深刻化す
 るわけで、熊沢蕃山も「凶年にて百姓の迷
 惑する時には、よき田地・山林・屋敷等を
 下直に買得しなどして富人はいよいよ身代
 宜しくなるものなり」と論じているが、こ
 れらの主張は左内の所論に比べると、はる
 かに農村の現実の真相を見究めたものであ
 り、かつまた封建経済崩壊過程の歴史法則
 に対応した見方でもあり、しかもこれは前
 述した越前藩領内における農民層分解の具
 体事例に照らしても明らかである。

云うまでもなく幕藩権力は、田畑の兼
 併、土地の零細化、さらには封建的貢租関
 係の崩壊を阻止するために、その当初より
 或は永代売買を禁止、或は分地の制限を設
 け、又は質入に制限を加えるなど試みた
 が、これらは決して十分な効果を發揮し得
 なかったばかりでなく、封建的貢租関係自
 体がかえって土地金融を必要ならしめ、封
 建権力者自ら質流、年季売を許す結果とな
 り事実上の永代売買がどしどし行なわれ、

三上 橋本左内の農民観について

自営農民は本百姓の確保・創出を封建権力の基盤とした幕藩体制にとり、まさに領主的の危機が招来されたというべきであり、幕府をはじめ諸藩においてもその対策に苦慮したのは至極当然であろう。

左内が「均田」の仕法を取上げたのも、前述の通り本百姓の復活、確保による農村の封建的秩序の再建、貢租収奪体制の強化をめざすものであるが、かかる論策が決して効を奏し得ないことは、さきに指摘した佐賀藩や長州藩における類似の事例によっても明白である。

また左内が「耕作之儀は惰と勤とに有て生穀増減あること夥し。均田・勤儉・勸農の政行はれ、惰農の悪弊を革め候宿方無レ之ては、警善政被ニ仰出一候ても益なき事に奉レ存候」(前掲「農政に関する意見の写」『全集』三五二頁)と唱えるのも、農民層分解による貧富の懸隔の本質を見究めた議論とは云えず、農村の疲弊、中小農民の窮乏化に対して、均田、勤儉、勸農により救済せんとする方策は、あくまで封建領主の立場に基づくものであり、権力者側としての基本的態度をいささかも崩すものではないことは勿論である。

したがって「したしたのものは、こまよりもうすべく、まことにかわいさうなることに御座候。これもしよこくのつりあいに御ざ候ゆへ、いたしかたもなく候」(安政五年十二月二十八日「母堂あて左内書翰」『全集』下巻一一九〇頁)と貧窮化した民衆に小農民層に対する一応の同情は示しつつも、全国的な趨勢でやむを得ないとする極めて諦観的な心情を披瀝しているところは、もはや為政者として窮乏化した農民を救済する抜本的な農村対策の全く期待し難いことを端的に認めたと外ならない。

そのことは同時に左内の思考態度が、「仁義之道・忠孝之教は吾より開き、器技之工・芸術之精は、彼より取り候様」(安政四年十月二十一日「村田氏寿あて左内書翰」『全集』四七二頁)取計うべきことを基本的理念とする彼の洋学観の場合と同じく、儒教的イデオロギーに支えられた為政者に封建権力者本位の農民観として把握せねばならず、その明確な封建的限界は率直に認めざるを得ない。

注

① 拙稿「橋本左内の外交観についての一考

察」(『若越郷土研究』十一の五、昭四一・九「福井県郷土誌懇談会編」所収)において、積極的な外国貿易促進が富国強兵の一大要件だとする左内の論策についても考察した。

② 拙稿「藩政動揺期の諸問題——越前藩の財政難を中心に——」(『前掲書』十二の六、昭四二・十二)において、越前藩の弘化四年(一八四七)における借金総額が八十七万三千五百七十一兩余と文政七年(一八一〇)に比べ約六・三倍にふくれ上り、年間収入の約二十年分に相当する巨額の借財を背負い込みに至った事情(村田氏寿編『会計之部』松平文庫、福井県立図書館蔵)について調べ、かかる財政的危機に領主的危機に対する藩権力による具体的な対応策につき、種々の観点から経過的に検討した。

③ 「農民層分解」は、封建社会下の農奴(封建的小農民)の小商品生産者化の過程で、土地保有上の区分が顕著になっていく現象、すなわち一方における少数の農民による土地集中と他方での多数の農民における土地喪失といった農民の土地保有上の区分が進行していく過程にこれを農民層分化とよぶがこれを前提とするものであることは云うまでもない。

④ マルクス『資本論』第一巻、第十四章「絶

- 対的剰余価値と相対的剰余価値」六三九頁（向坂逸郎訳昭四二・一〇岩波書店刊）
- ⑤ 佐久高士編『越前国宗門人別御改帳』（昭和四二・三吉川弘文館刊）では、越前国（坂井郡）における農民層分解の実相の解明にも役立つ史料が少くないので、拙稿ではそれらのうち顕著なものを活用させていただいたが、かかるほう大な史料蒐集に注がれた佐久先生の御努力に対しては改めて敬意を表したい。
- ⑥ 青木虹二『百姓一揆の年次的研究』（昭四一・四新生社）一一七—一三四頁。拙稿「百姓一揆の質的転換について（上）（下）」——明和の越前大一揆の解明を中心に——（『歴史教育』一九六七・十一月号・十二月号「歴史教育研究会編」所収、日本書院刊）拙稿「明和の越前大一揆について——反封建闘争の解明を中心に——」（『若越郷土研究』十二の一、昭四二・一「福井県郷土誌懇談会編」所収）において、明和の越前大一揆を検考するに先立ち、越前・若狭両地方の江戸時代における百姓一揆の発生状況を、年代別、形態別、要求・原因別に一応の概括的な統計調査を行なった。
- ⑧ 『世事見聞録』（改造文庫本）七九頁。農民が都市に入り商人になったり遊民化する点につき、隣藩の大野藩でも嘉永三年十二月に四民の職分を諭告して、「百姓耕作
- ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱
- の難儀をいとひ、とかく町方に出て商人町人になり、あまつさへ宜からざる遊民になり、ふところ手いたし渡世いたさんとするは何事ぞや……（以下略）」と厳しくいましめている（『福井県史』二編、六〇七頁）が、脱農民化に対する藩権力側の見方としては左内に共通したものがある。
- ⑫ 畿内や瀬戸内の一部に典型的にみられるように、萌芽的利潤の一般的形成が実現して中位以上の農民層が全般的に小商品生産者に転化するのに対し、農民経済が萌芽的利潤の未成熟にもかかわらずいわば他律的に商品貨幣経済にまきこまれる場合は、一部の上層農民は余剰を獲得し得て富裕化するが、一般の農民経営にあっては貨幣経済の影響で再生産に必要な生活・生産手段の購入や年貢納入の資金が十分に得られない場合は、それを契機に没落するものが急速に増えていくという所説は、農民層分解の一般的な展望としては適当とみられる。（山崎隆三「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」（岩波講座「日本歴史」近世四、所収、三六二—六七頁））
- ⑬ 例えば『福井県史』（二編 五六頁）では越前藩が天保三年（一八三二）正月「近來小商濫りに増加し、農を捨てたるものあるを以て嚴重の取締令を發して之を禁じ……」と述べ、また大野藩でもほぼ同様な内容の諭告を嘉永三年（一八五〇）十二月に出している。（『前掲書』六〇七頁）
- ⑭ 『岡本村史』（小葉田 淳編著、本篇）一三三頁
- ⑮ 安沢村は現在の春江町に所属す。天領であるが、四周が越前藩領に囲まれている故、土地柄は越前藩領と同様に見做し得るので取上げた。
- ⑯ 黒目村は現在の三国町に所属す。天領であるが、前述の安沢村の場合と同じく越前藩領と同様に見做し得る。
- ⑰ 前掲書『越前国宗門人別御改帳』のなかで、黒目村について寛政十二年（一八〇〇）より収録されているが、同年より文化十四年（一八一七）までの人別御改帳では、百姓高持・雑家の内訳が記載されていないので、文政四年（一八二一）の「人家御改帳」からを調査の対象とした。
- ⑱ 脇田 修「元禄期の農村」（岩波講座「日本歴史」近世三 一一二頁）において、脇田氏は年季奉公人を封建的雇傭労働とみるのは誤りであり、農業労働力としてのそれは初期賃労働と考えられるとし、幕藩制下の自給的単純再生産経営では必然的に労働力は家族と譜代あるいは質券奉公人ではないが、年季奉公人の雇傭は経営に給銀を支払い得る一定の余剰が成立していることが前提であり、しかも年季奉公人を放出す

三上 橋本左内の農民観について

るのは貧農か無高川水呑であり、かれらは奉公の給銀により生計を営む貧農半プロレタリアートであると説明しているが、かかる年季奉公人の存在こそ初期賃労働者の性格を有し、また地主手作への本格的進展を物語るものと見做すべきであろう。

- ⑰ もちろん同じ越前地方でも、生糸・布・苧・木綿・蚊帳地・茶・麻など農民的商品生産の割と発達した地区では、いわゆる「ブルジョア分解」の傾向をみせるわけで、しかも藩政後期から末期にかけて一部問屋制家内工業ないしマニユファクチュアへのたくましい展開までみせるという点で、藩領内の農民層分解の実相を一率に貧窮分解と規定することできないのは云うまでもない。

⑱ 奈良本辰也『日本経済史』（経済学全書

四、三笠書房 昭二六・三）一四八頁

⑲ 奈良本辰也『近世封建社会史論』（高桐書院 昭二三）三四～三五頁

⑳ 拙稿「横井小楠の富国策について——藩政改革の路線設定への一展望——」（『前掲書』十二の四、昭四二・九）において、小楠の「富国策」（『国是三論』の一つ）が、生産流通機構のなかに特権乃至高利貸商人の介人を斥けて、できるだけ商品生産の自主的な発展を助長させ、資金融通をは

かるなど生産者の利益を極力容認し、「民富」の成果の上に貿易促進、藩財政の強化など一連の富国策を実現せんとする具体的仕法につき、藩政改革の視角から検討した。

- ㉑ 『勸農策』（『日本経済全書』卷二〇 五八五頁

㉒ 熊沢蕃山『集義外書』（『日本倫理彙編』卷二 一九三頁）

㉓ 寛永二〇年（一六四三）三月の「田畑永代売買禁止令」は三つの法令よりなっており、第一は代官あて出されたもので「一、身上能百姓ハ田地を買取、弥宜成、身軀不成者ハ田畑令沽却、猶々身上不可成之間、向後田畑売買可為停止事」としているが、これは明らかに農民の田畑売買により貧富の懸隔が生ずるのを阻止せんとするものに外ならない。

㉔ 拙稿「橋本左内の洋学観」（『前掲書』十一の一、昭四一・一）で、左内が洋学の倫理的、政治的思想の分野には厳しい警戒的態度をとり、むしろ儒教精神の強固な裏付けによって、動揺をかこつ封建機構の現支配体制を強化するためにこそ洋学のなかの技術学の積極的導入に真剣な熱意を示したとみるべき論拠について考察した。

（福井県立福井商業高校教諭）